

市長の専決処分事項の指定内容の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の規定により指定した、市長の専決処分事項（昭和 36 年 3 月 24 日議決）の一部を別紙のとおり変更し、令和 6 年 4 月 1 日から適用するものとする。

令和 6 年 3 月 26 日提出

日立市議会総務産業委員会
委員長 下山田 幹子

（提案説明）

地方自治法の改正に伴い、引用条項を改めるものであります。

市長の専決処分事項の指定内容の変更について

市長の専決処分事項の指定について（昭和36年3月24日議決）の一部を次のように変更する。

第2項中「第243条の2の2」を「第243条の2の8」に改める。